

✚ 貨物概要

綿製織物から成る三角巾

性 状：綿製織物を三角形に裁断した後、折り畳んだもの
裁断部分は切りっぱなしで縫製はされていない

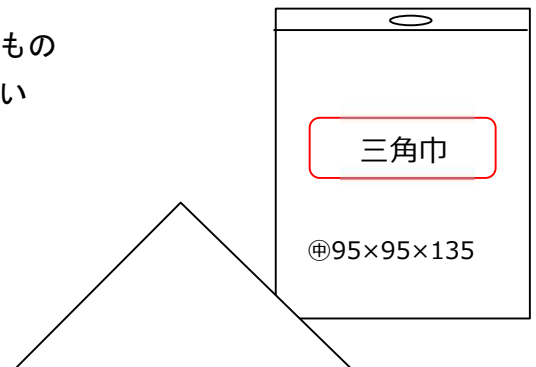
材 質：綿 100%（平織物）

用 途：創傷部の保護、骨折時の固定等

サイズ：95 cm × 95 cm × 135 cm

包 装：1 枚／プラスチック袋（個包装）

その他：外装に「三角巾」及び製品サイズの表示有り



✚ 分類

関税率表第 3005.90 号（統計番号 3005.90-000）の包帯その他これに類する製品

✚ 分類理由

本品は、綿製平織物を三角形に裁断した三角巾で、以下の特徴を有します。

- ・縁が切りっぱなしの状態
- ・最終製品として、個包装されている
- ・個包装の外装に、サイズ及び「三角巾」の記載がある

これらの性状等を総合的に勘案して、包帯に類する製品で、医療用として小売用の包装にしたものと認められることから、上記のとおり分類されます。

（参考）第 30.05 項に分類される三角巾に関するポイント

第 30.05 項に分類される三角巾は、再包装されることなく、個人、診療所、病院等に直接小売される形状又は包装にしたもので、かつ、三角巾としての特徴（裁断状態やサイズ等）及び外装表記から、医療用又は獣医用としての使用を専ら意図していることが識別できることが必要です。単に品名や用途が三角巾であるだけでは第 30.05 項には分類されません。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全

部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）